最終更新日：2018年12月26日

キクカワエンタープライズ株式会社
代表取締役社長 菊川　厚
問合せ先：0596-21-2130
証券コード：6346
http://www.kikukawa.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、企業価値の継続的な向上に努めることを責務とし、株主に対する経営の透明性と効率性を確保することをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

補充原則１－２－４（株主総会招集通知）
議決権電子行使につきましては今後検討をします。招集通知の英訳につきましても今後検討を進めますが、現時点におきましては、株主構成と実務的負担を鑑みて英訳はしておりません。

補充原則３－１－２（英文による情報開示）
当社では、実務的負担や外国人株主比率などを考慮し、英語による情報開示は行っておりませんが、引き続き外国人株主比率の変動や環境の変化に合わせて検討してまいります。

補充原則４－１０－１（指名・報酬等への独立社外取締役の関与）
当社は、監査等委員会設置会社として、毎年代表取締役の指名を含む各取締役の改選を行っております。その上で、各取締役の職務分担については、監査等委員である社外取締役を含む取締役会において候補者の実績・経験・能力等を総合的に判断の上決定しております。
また、各報酬額の決定については、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において社外取締役を含む取締役会において、個別報酬の妥当性を検討の上決定しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

原則１－４（いわゆる政策保有株式）
政策保有に関する方針を「有価証券報告書」の株式の保有状況において、その保有のねらい・合理性について開示しております。
当社は、取引関係の維持・関係強化や事業運営上の必要性その他の理由を勘案し、その時々において企業価値の向上に資すると判断の上取得した株式を継続保有しております。
その上で、個別銘柄の保有の妥当性について、取締役会において検証しており、保有意義の薄れた株式については、当該企業の状況を勘案した上で売却を実施しております。

補充原則１－４－１
当社の株式を保有して頂いている全ての株主様に対しては、引き続き継続保有していただけるように企業価値向上に取り組んでおりますが、その反面全ての株主様の当社株式の継続保有に関わる方針は、当社の意向が及ぶものではないと認識しております。

補充原則１－４－２
当社は、取引先様を決定する際は品質・納期・価格等を総合的に検討し、当社にとって最適と判断した取引先様と取引を行います。従いまして、全ての株主様に対して最善の結果をもたらすことに留意し、政策保有株主様との間の取引につきましても、この考えに基づき同様の条件にて検討を行い、新規取引や取引継続を決定しております。

原則１－７（関連当事者間の取引）
関連当事者間の取引の有無につきましては、有価証券報告書に「関連当事者情報」として、その有無と内容について記載をしております。関連当事者間で取引がある場合は、取締役会においてその適切性を承認し、有価証券報告書に明記をしております。

原則２－６（企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮）
当社は、現時点において、企業年金に該当するものはありません。

原則３－１（情報開示の充実）
（1）経営計画につきましては、競合相手への情報提供になるデメリットも考慮した上で、決算時での開示あるいは、有価証券報告書（四半期報告書 を含む）へ、公開できる範囲内で明確に記載しております。
（2）コーポレート・ガバナンスについての基本的な考え方につきましては、本報告書「Ⅰ－1」のとおりです。
（3）取締役に関する報酬につきましては、株主総会で承認を得た範囲内において経営者が立案し、取締役会により報酬を決定しております。
（4）取締役（監査等委員である取締役を除く。）並びに監査等委員である取締役候補は、取締役会にて職務経験や人格・識見を考慮した上で、当社に最善の利益をもたらす候補者を人選決議し、その上で株主総会の決議により選任されております。なお、監査等委員である取締役候補は、事前に監査等委員会の同意を得ることになっております。
（5）上記（4）についての説明におきましては、必要に応じて株主総会での議案上程時や、独立役員の開示などを適切に行っております。
また、株主総会招集ご通知に個人別の略歴及び取締役候補者とした理由を記載しております。

補充原則４－１－１（取締役会・経営陣に対する委任の範囲の概要を開示）
取締役自身あるいは取締役会の責任及び権限につきましては、取締役職務規則によって明確に定められております。また、取締役会におきましては、四半期ごとの決算の確認や、株主総会に係る事項など、重要な議題を絞り込んで設定するとともに、取締役会で決定された経営の基本方

針及び経営計画に即した事業遂行をしております。

補充原則４－１－２（中期経営計画の説明）
当社は、創業以来長年の歴史の中で、その時々においての技術的課題を見つけて継続的に取り組むことにより、中期的経営の安定を図るものづくり企業です。従って、中長期的な経営計画は取締役会で恒常的に検討しておりますが、設備投資環境が激変しうる当業界においては、中期経営計画を数値的に公表することは、却って株主・投資家の投資判断に誤解を生じさせうるものでもあり、敢えて中期経営計画を公表しておりません。そのため、有価証券報告書の事業の状況などにおいて、対処すべき課題や現況を出来るだけ詳細に記載し、株主総会で意見を交換できる体制を整えております。

補充原則４－１－３（後継者計画の策定）
当社では、後継者の承継について、経営方針や経営戦略を踏まえて人事異動・部署への配置・教育研修への参加などを通じて経営者に必要な知識・経験・能力を有する人材育成を行っており、後継者計画の策定については、今後の取締役会において十分な審議を行い計画の構築を検討してまいります。

補充原則４－２－１（経営陣の報酬決定）
取締役に関する報酬につきましては、株主総会で承認を得た範囲内において経営者が立案し、社外取締役を含む取締役会によりその妥当性を検討した上で個別報酬を決定しております。

補充原則４－３－２（ＣＥＯ等の選任等）
当社では、株主総会で選任されたのちに開催をする取締役会において、人格・識見並びに顧客業界への専門知識などを考慮した上で、代表取締役を決定しております。

補充原則４－３－３（ＣＥＯ等の解任等）
当社は、代表取締役の職務の執行状況を、社外取締役を含む取締役会で、法令遵守を初めとする妥当性を適宜監視しており、その執行状況に問題が生じたと判断したときには、代表取締役の解任を含む最善の対応を心掛けております。

原則４－８（独立社外取締役の有効な活用）
当社は、独立社外取締役を2名選任しております。また、独立社外取締役は取締役会等において客観的な意見を述べるとともに、当社の業務執行の状況に関する説明を適宜求めており、業務執行に対する監督機能の強化及びコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図っております。

原則４－９（独立社外取締役の独立判断基準及び資質）
当社は、会社法上及び東京証券取引所の定める独立性基準において判断し、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立社外取締役の候補者を選定しております。

補充原則４－１１－１（取締役の選任に関する方針・手続の開示）
取締役会は、取締役の選任時に、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性を充分に考慮しており、株主総会における選任時に、その職歴を記載することにより、開示を行っております。
なお、取締役には1名の女性取締役が任命されております。

補充原則４－１１－２（取締役・監査役の兼任状況の毎年開示）
取締役（監査等委員である取締役を除く。）並びに監査等委員である取締役全員は、その役割・職務を適切に果たしており、現時点での他の上場会社にて役員は兼務しておりません。

補充原則４－１１－３（取締役会全体の実効性について分析・評価結果の概要を開示）
取締役会の開催状況は有価証券報告書に 開示済であります。取締役会全体の評価は業績の推移に大 きなポイントがあると認識しております。また、各人の担当内容に関する評価は、マネジメントレビューによって総括されております。

補充原則４－１４－２（取締役・監査役に対するトレーニング方針の開示）
取締役（監査等委員である取締役を除く。）並びに監査等委員である取締役の担当部門の知識は業務経験を経て養われております。着任後のスキル向上は、自己啓発並びに各種機関の研修会などの参加により果たしております。

原則５－１（株主との建設的な対話に関する方針）
株主の皆様から対話（面談）の申し込みがあったときは、会計責任者（財務担当取締役）及び総務部が窓口になり対処し、その内容は取締役会に報告をしております。

２．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

[大株主の状況]

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
木戸　修	898,000	7.04
菊川　靖之	791,325	6.20
菊川　博史	580,000	4.55
株式会社百五銀行	577,000	4.52
株式会社平安コーポレーション	552,000	4.33
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	519,640	4.07
合同会社Ｍ＆Ｓ	476,000	3.73
資産管理サービス信託銀行株式会社（信託Ｅ口）	419,600	3.29
菊川　厚	249,120	1.95

高柳　かおり	242,000	1.90

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部、名古屋 第二部
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
杉木　幸一	他の会社の出身者											
澁谷　良輔	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
杉木　幸一	○	○	―――	金融機関における長年の経験があり、財務・会計に関する相当程度の知見、監査に必要となる専門性と幅広い分野について豊富な知識を有していることから、監査等委員である社外取締役に選任しております。また、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、当社取締役会の決議をもって同氏を独立役員として届けております。

澁谷　良輔	○	○	―――	金融機関における長年の経験があり、財務･会計に関する相当程度の知見、監査に必要となる専門性と幅広い分野について豊富な知識を有していることから、監査等委員である社外取締役に選任しております。また、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、当社取締役会の決議をもって同氏を独立役員として届けております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員会は、内部統制事務局と連携して監査を実施しており、また、監査等委員のうち社内取締役1名が常勤監査等委員であることから、現在は監査等委員会の職務を補助すべき使用人は置いておりません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の内部監査は、内部統制事務局（兼任）による年間監査計画に基づき、社長直属の内部監査員２２名（兼任）による内部監査を実施しております。また、月次マネジメントレビュー等にて、その進捗状況及び内部統制システムの運用上見出された問題点･指摘事項の回答並びに是正･改善状況を報告し確認しております。
当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役3名、うち2名が社外取締役であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。なお、監査等委員である取締役が必要に応じ、マネジメントレビューの内部監査結果を考慮し、会計監査を担当する監査法人トーマツとも随時、監査結果の報告及び会議等を通じて相互連携を図りつつ、その業務を行っております。
（注）内部監査員は社内教育を経て社長より資格認定され、独立した立場で自部署以外の内部監査を実施します。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外取締役を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

制度の必要性は認識しておりますものの、現状では適正な報酬体系を慎重に検討してまいりたいと考えております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書において、取締役・監査役別に総額開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

平成30年3月期において、取締役に支払った報酬の金額は、役員報酬100,210千円であります。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対する各種情報の伝達は、総務部で行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
―――	―――	―――	―――	―――	―――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新	0名

その他の事項

制度はありますが、現在は対象者はおりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(取締役会)
当社の経営上の意思決定機関として位置づけられる取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名、監査等委員である取締役3名(うち2名は社外取締役)で構成されております。取締役会は、本決算及び四半期決算ごとに開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令に定められた事項や当社の経営方針に関する意思決定を行い、取締役の業務執行の状況を逐次監督しております。
(監査等委員会)
監査等委員会は、監査等委員である取締役3名(常勤1名・非常勤2名)で構成され、うち非常勤の2名が独立社外取締役であります。監査等委員は、取締役会をはじめとする重要な会議への出席並びに重要書類等の閲覧、内部統制事務局および会計監査人との連携を通じて監査・監督に関する重要事項の報告、協議及び決議を行っております。
(会計監査)
会計監査については、有限責任監査法人トーマツに委嘱しておりますが、期末、第1四半期、第2四半期、第3四半期、期中において適宜監査を受けております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は木村幸彦と松嶋康介であり、会計監査業務に係る補助者は公認会計士5名、その他3名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、会社法上の機関設計として監査等委員会設置会社体制を選択しております。取締役会における議決権を持つこと、及び複数の社外取締役の選任を通じて取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることができると判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、四半期決算短信を掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社に関わる全ての方々の立場を尊重することを念頭に行動をしております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法第３６２条４項６号に基づき、取締役の職務の遂行を法令及び定款に適合させ、会社全体の業務の適正さを確保するために、その体制並びにリスクを網羅的・総括的に管理する内部統制システムを確保することを目的とする。
なお、会社法に基づき上記目的を達成するために、以下の基本方針を定める。

（1）取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、倫理意識をもって行動すべく、取締役会において取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行の監督を行うとともに、監査等委員会設置会社制度により監査等委員が取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行を厳正に監督する。また、当社の取締役は、当社の経営理念「われわれは、木材工業とともに歩むＸ年（＊）の歴史と伝統を重んじ、未来に挑戦すべく、労使協力し、日夜研鑽を重ね、我国産業発展振興の一翼を担う使命感をもちつづけ、社会に奉仕することにより、会社の繁栄と全員の幸を実現するため総力を結集しよう」の精神を踏まえ、コンプライアンス（行動規範／法令の遵守）を重視して内部統制システムの整備充実に努める。
（＊）Ｘ年…当社の創立からの歴史で読み替える（２０１８年６月現在１２１年）

（2）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に関する情報・文書（電磁的記録を含む）は「取締役職務規則」に定める文書取扱方法に基づき、これに関連する資料とともに適切に保存・管理する。

（3）損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社の損失の危険に対するリスク管理体制を「危機管理規則」に定め、平時からのリスクマネジメントにより、危機の発生を未然に防止するよう、細心の注意を払う。また、危機の発生に際しては直ちに対策本部を設置し、迅速かつ適切な対処を行う。

（4）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
「取締役職務規則」により、取締役の責任と権限を明確にして、迅速かつ合理的な意思決定を心掛け、効率的な職務執行を行う。

（5）監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
当社は監査等委員会の職務を補助する事務局的な部署並びに使用人は設置しない。但し、必要に応じて補助すべき使用人を置き得ることとする。
なお、その場合には、当該使用人の人事異動・人事評価査定などについては監査等委員会と事前協議を行い、その同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

（6）取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、法令の規定事項のほか、次の事項を監査等委員会へ報告することとする。
①当社の業務・財務に重大な影響、損害を及ぼす恐れがある事実を発見したとき、その当該事実に関する事項
②当社の役職員が法令または定款に違反する行為を行う恐れがあると考えられるとき、またはこれらの行為が行われてしまったとき、その当該事実に関する事項
③当社全体に影響を及ぼす重要事項に関する決定
④当社の業績及び業績見込みの重要事項開示内容
⑤監査等委員会から業務執行に関する事項の報告を求められた取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人については、その当該事項

（7）監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査等委員会へ報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に周知徹底する。

(8)監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査等委員会がその職務の執行について生ずる費用等の前払い等の請求をしたときは、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

（9）その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社は、監査の実施にあたり、監査等委員会が必要と認める場合において、弁護士・公認会計士などの外部専門家を含めた適切な体制を取る。とりわけ代表取締役並びに監査等委員は会計監査人との密接な情報交換を心掛け、適切かつ効率的な監査を目指す。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、警察や三重県企業防衛対策協議会などの外部専門機関と連携し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力 とは関係を遮断するとともに、社内においては当社の「倫理規範」の中で定めて周知徹底しています。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

コーポレート・ガバナンス体制図

キクカワエンタープライズ株式会社

